

エコマーク「基準審議委員会」(第22回)議事要旨

日 時 : 2017年1月18日(水) 10:00~12:00
場 所 : (公財)日本環境協会 会議室

【審議事項】

1. エコマーク商品類型(認定基準)案について

<植物由来プラスチックの樹種の追加(案)>

1) 植物由来プラスチック・合成繊維を対象に含む商品類型における認定基準の部分的な改定について

上記の改定案について精査・検証を行った。その結果を植物由来プラスチックの認定基準を設定している下記の商品類型に反映することになった。

(改定日:2017年2月1日)

- ①エコマーク商品類型No.103「衣服Version3.2」
- ②エコマーク商品類型No.104「家庭用繊維製品Version3.2」
- ③エコマーク商品類型No.105「工業用繊維製品Version3.1」
- ④エコマーク商品類型No.112「文具・事務用品Version2.0」*
- ⑤エコマーク商品類型No.128「日用品Version1.18」
- ⑥エコマーク商品類型No.130「家具Version2.0」
- ⑦エコマーク商品類型No.140「詰め替え容器・省資源型容器Version1.10」
- ⑧エコマーク商品類型No.143「靴・履物Version1.5」*

*下記部分的な改定と合わせ、4月1日改定

2. エコマーク商品類型(認定基準)の部分的な改定について

1) エコマーク商品類型No.101「かばん・スーツケースVersion1.7」

繊維関係の基準項目について、No.104「家庭用繊維製品Version3」との整合を図る部分的な改定(案)が承認された。

(改定日:2017年4月1日)

2) エコマーク商品類型No.109「タイルブロックVersion2.7」

JISの改定、グリーン購入法の改定(予定)との整合を図るために、適用範囲の名称を変更(「陶磁器質タイル」→「セラミックタイル」)する部分的な改定(案)が承認された。

(改定日:2017年4月1日)

3) エコマーク商品類型No.112「文具・事務用品Version2.0」

グリーン購入法の改定(予定)との整合を図るために、対象品目の名称を変更(「のり(固形)」→「のり(固形)(補充用を含む)」、「アルバム」→「アルバム(台紙を含む)」)する部分的な改定(案)が承認された。

(改定日:2017年4月1日)

4) エコマーク商品類型No.118「プラスチック製品Version2.8」

No.140「詰め替え容器・省資源型の容器Version1.9」の分類G「再生プラスチックを使用したプラスチック製容器包装」が制定されたことを受けて、適用範囲から「別表1 ①食品・化粧品容器、医療容器」を削除する部分的な改定(案)が承認された。

(改定日：2017年2月1日)

5) エコマーク商品類型No.123「建築製品(内装工事関係用資材) Version2.13」

分類C-2「畳」のエコマーク表示(環境情報表示)に、一段「稲わらの使用○○%」を選択肢として追加する部分的な改定(案)が承認された。

(改定日：2017年2月1日)

6) エコマーク商品類型No.140「詰め替え容器・省資源型の容器Version1.10」

分類D「軽量PETボトル(容器)」の認定基準4-1-1(1)重量基準を「容器包装3Rのための第3次自主行動計画」(3R推進団体連絡会)が定めた2020年度の軽量化の目標値への引き上げ、分類E「食品用器具および容器包装における再生材料を使用したPETボトル(容器)」に再生プラスチックや植物由来プラスチックの使用を配慮事項として追加する部分的な改定(案)が承認された。

(改定日：2017年2月1日)

7) エコマーク商品類型 No.143「靴・履物 Version1.5」

分類B「ゴム製・プラスチック製・繊維製靴」、分類C「その他の履物(和風履物、スリッパ、サンダル等)」において、再生材料等の配合率を算出する際の分母を明確にする部分的な改定(案)が承認された。

(改定日：2017年4月1日)

3. 持続可能性を考慮した基準(サステイナブル基準)に関するエコマークでの考え方の整理について

持続可能性を考慮した基準の導入に関する議論が行われた。企画戦略委員会でも引き続き議論を行うこととなった。

以上